

## 国税庁 個人事業主向け定額減税Q&Aを公表

### 予定納税や確定申告での対応など計13問

( 04頁)

国税庁は4月30日、個人事業主向けの「令和6年分所得税の定額減税Q&A（予定納税・確定申告関係）」を公表した。同Q&Aでは、事業所得者や不動産所得者等に係る所得税の定額減税について、控除の方法や予定納税の納期、減額申請、確定申告での対応など計13問が示されている（資料58頁）。

### 予定納税基準額15万円以上で第1期分から“本人分”を控除

令和6年分所得税の定額減税は、納税者（令和6年分の合計所得金額1,805万円以下の者）とその同一生計配偶者及び扶養親族（いずれも居住者に限る）1人につき、3万円が控除される。

事業所得者や不動産所得者等に係る所得税の定額減税の実施方法は、【参考1】のとおり。主に、予定納税の対象となるか否かで対応が異なり、予定納税の対象外となる場合は、確定申告で控除を受けることになる。

そもそも予定納税とは、予定納税基準額が15万円以上となる者が、予定納税基準額の3分の1の金額を第1期と第2期の年2回に分けて納付すること。令和6年分の予定納税基準額は、定額減税額がないものとして計算することとされ、原則、令和5年分の申告納税額と同額になる。

予定納税基準額が15万円以上の場合、予定納税の対象になるため、本人分の減税額（3万円）が第1期分の予定納税額から控除される。6月以降に所轄税務署長から通知される第1期分の予定納税額については、すでに本人分の減税額が控除された額となっている（同Q&A1-2）。

また、令和6年分の合計所得金額が1,805万円超となる場合は、定額減税の適用を受けることができないが、予定納税基準額が15万円以上として予定納税の対象となれば、合計所得金額の見積額にかかわらず、第1期分の予定納税額の通知額は、本人分3万円が控除された額になる。仮に、最終的な合計所得金額が1,805万円超となった場合、予定納税額から控除された本人分3万円は、控除を受けられないため確定申告で精算するという。

#### 【参考1】事業所得者等に係る定額減税の実施方法

- ① 予定納税基準額が15万円以上として予定納税の対象となる場合

### (1) 減額申請をしない場合

→令和6年分の予定納税額から本人分の減税額を控除（同一生計配偶者等分は確定申告で控除）

#### ・第1期分の予定納税額（納期：7月1日～9月30日）

予定納税基準額×1/3－本人分減税額3万円

#### ・第2期分の予定納税額（納期：11月1日～12月2日）

予定納税基準額×1/3

(2) 減額申請をする場合（下記計算式は第1期分及び第2期分の減額申請をする場合の例）

→令和6年分の予定納税額から本人分・同一生計配偶者等分の減税額を控除

#### ・第1期分の予定納税額（納期：7月1日～9月30日）

予定納税基準額×1/3－本人分減税額3万円－同一生計配偶者等分の減税額3万円×人数

#### ・第2期分の予定納税額（納期：11月1日～12月2日）

予定納税基準額×1/3－第1期分で控除しきれなかった同一生計配偶者等分の減税額

### ② 予定納税基準額が15万円未満として予定納税の対象外となる場合

令和6年分の確定申告で減税額を控除

## “同一生計配偶者等分”は減額申請の有無で対応に差

一方、予定納税の対象となる者の同一生計配偶者分と扶養親族分の減税額については、予定納税額の減額申請を行うことで予定納税額からの控除を受けることができる（同Q&A1-2）。例えば、第1期分及び第2期分の減額申請をした場合、第1期分から控除しきれなかった減税額があれば、第2期分に繰り越して控除する（【参考1】①(2)）。第2期分でも控除しきれない額がある場合は、確定申告で控除することになるとのことだ。

減額申請については、すべての者が行えるものではない。例えば、第1期分及び第2期分の減額申請をする場合、令和6年6月30日の現況における申告納税見積額が、予定納税基準額に満たないと見込まれる者は、減額申請できる。また、6月30日の現況における合計所得金額が1,805万円以下であれば、「6月30日の現況における申告納税見積額から、本人分の減税額と同日の現況における同一生計配偶者等の人数により見積った減税額の合計額を差し引いた金額」が、「予定納税基準額から本人分3万円を差し引いた金額」に満たないと見込まれる者も、減額申請ができるとしている（同Q&A1-4、1-5）。

ここでの申告納税見積額については、予定納税基準額と同様に、定額減税額がないものとして計算する。令和6年分の総所得金額の見積額の中に、給与所得の金額等がある場合

は、源泉徴収税額の見積額についても定額減税の適用がないもの（減税前の額）として計算する（同Q&A1-3）。

## 第1期分の納期が9月末まで延長

定額減税の実施に伴い、令和6年分の所得税に係る予定納税の納期や減額申請の期限に特例が設けられており、一部が変更されている（【参考2】）。変更されるのは、「第1期分の納期」と「第1期分及び第2期分の減額申請の期限」の2点。第1期分の納期は、通常であれば7月31日までのところ、特例により“9月30日まで”、第1期分及び第2期分の減額申請の期限は、通常であれば7月15日までのところ、特例により“7月31日まで”にそれぞれ延長される（同Q&A1-1）。

また、同Q&Aでは、確定申告での対応も示されている。同一生計配偶者や扶養親族について定額減税の適用を受ける場合、確定申告書に同一生計配偶者や扶養親族の氏名、生年月日、マイナンバー等を記載しなければならない。年末調整で同一生計配偶者や扶養親族に係る定額減税の適用を受けていて、その内容に変更がなかったとしても、記載を省略することはできない（同Q&A2-2）。

このほか、同Q&Aでは、年の途中で出国して非居住者となった者等の準確定申告書の提出日が6月1日以後であれば定額減税を適用できること（同Q&A2-4、2-5）や、純損失の繰戻しがある場合の還付金額の計算方法（同Q&A2-6）などが示されている。

### 【参考2】令和6年分の所得税に係る予定納税の納期・減額申請の期限（太枠が変更された部分）

納期	第1期分	令和6年7月1日（月）から 同年9月30日（月）まで	減額申請の期限	第1期分及び第2期分	令和6年7月31日（水）
	第2期分	令和6年11月1日（金）から 同年12月2日（月）まで		第2期分のみ	令和6年11月15日（金）